

令和 8 年

第 1 回 定例市議会

条例議案等参考

阿久根市

議案 番号	件名	ページ
16	阿久根市公告式条例の一部を改正する条例の制定について	1
17	阿久根市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	3
18	阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
19	阿久根市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
20	阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	18
21	阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20
23	阿久根市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	22
24	阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	24

○ 阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年阿久根市条例第1号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（公表の方法）</p> <p>第7条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。</p> <p>(1) 市が発行する広報誌に掲載する方法</p> <p>(2) 阿久根市公告式条例（昭和46年阿久根市条例第8号）<u>の規定に準じて公表</u>する方法</p> <p>（削る）</p>	<p>（公表の方法）</p> <p>第7条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。</p> <p>(1) 市が発行する広報誌に掲載する方法</p> <p>(2) 阿久根市公告式条例（昭和46年阿久根市条例第8号）<u>第2条第2項に規定する掲示場に掲示</u>する方法</p> <p>(3) <u>インターネット</u>を利用して閲覧に供する方法</p>

○ 「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和23年阿久根市条例第3号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（公表方法）</p> <p>第4条 財政事情の公表は、<u>阿久根市公告式条例（昭和46年阿久根市条例第8号）の規定に準じて</u>これを行う。</p> <p>2 前項の公告文書は、その発行の日から6か月間何人も市長の指定した場所においてその閲覧を請求することができる。</p> <p>3 前項の規定による閲覧の請求及びその方法に関し必要な事項は、市長がこれを定める。</p>	<p>（公表方法）</p> <p>第4条 財政事情の公表は、<u>公告式</u> <u>に準じて</u>これを行う。</p> <p>2 前項の公告文書は、その発行の日から6か月間何人も市長の指定した場所においてその閲覧を請求することができる。</p> <p>3 前項の規定による閲覧の請求及びその方法に関し必要な事項は、市長がこれを定める。</p>

議案第17号参考 阿久根市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市行政手続条例（平成9年阿久根市条例第5号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（聴聞の通知の方式）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市の行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u></p> <hr/> <p><u>によって行うことができる。</u></p> <hr/> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市の行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を市役所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該市の行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>（代理人）</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。</u>）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（続行期日の指定）</p>	<p>（聴聞の通知の方式）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市の行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市の行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を市役所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（代理人）</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。</u>）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（続行期日の指定）</p>

<p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「_____とき」とあるのは「_____とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。</p>	<p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、<u>掲示を始めた</u>_____日の翌日）」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号</u>_____及び第4号」とあるのは「<u>同条第3号</u>_____」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>
--	---

議案第18号参考 阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年阿久根市条例第1号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬額		区分	報酬額	
(9) 農地利用最適化 推進委員	月 額	基本額 <u>44,300円</u>	(9) 農地利用最適化 推進委員	月 額	基本額 <u>30,000円</u>
	年 額	実績額 国の基準による算定額の範囲内で市長 が別に定める額		年 額	実績額 国の基準による算定額の範囲内で市長 が別に定める額

議案第19号参考 阿久根市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市職員等の旅費に関する条例（平成2年阿久根市条例第21号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（用語の意義） 第2条 （略） （1） （略） （2） 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、<u>その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所をいう。以下同じ。</u>）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。 （3） 赴任 採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員が<u>その</u> 転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。 （4） 家族 職員の配偶者（<u>届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。</u>）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、職員と生計を一にするものをいう。 （5） 遺族 職員の配偶者_____、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。 （6） 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。 （削る）</p>	<p>（用語の意義） 第2条 （略） （1） （略） （2） 出張 職員が公務のため一時その在勤公署_____を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。 （3） 赴任 採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員が、<u>その</u> 転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。 （新設） （4） 遺族 職員の配偶者（<u>届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。</u>）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。 （新設） 2 <u>この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいう。ただ</u></p>

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。ただし、市内の旅行で在勤地から目的地まで片道2キロメートル未満であった場合は、これを支給しない。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職、停職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる理由又はこれらに準ずる理由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員又は職員以外の者が市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定による旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が、旅行中 天災その他規則で定める事

し、「在勤地」という場合には、在勤公署から2キロメートル以内の地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。ただし、市内の旅行で在勤地から目的地まで片道2キロメートル未満であった場合は、これを支給しない。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職 又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のため 旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる理由又はこれらに準ずる理由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員又は職員以外の者が市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、法令に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が、旅行中 交通機関の事故又は天災その他市長が定める事

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(削る)

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したが、その変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行諸雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 旅行諸雑費は、旅行中の日数に応じ1旅行諸雑費当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

12 特別な事由がある場合は、第1項の旅費に代え日額旅費を支給することができる。

(旅費の計算)

第7条 旅費は _____、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により支給する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(削る)

<p>(旅費の計算)</p> <p>第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとしてこの条例で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法により計算する。</p> <p>第7条 在勤公署又は旅行地（以下この項において「在勤公署等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤公署等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤公署等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。</p> <p>2 既に旅行している者が、旅行地から在勤公署以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤公署以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤公署に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な書類を添えて支出命令者に提出しなければならない。この場合において、必要な書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。</p> <p>2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、当該旅行を完了した後1週間</p>	<p>2 旅費計算上の旅行日数は、現に要した日数による。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第8条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第9条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて支出命令者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。</p> <p>2 概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、当該旅行を完了した後1週間</p>
--	---

以内に旅費の精算をしなければならない。

- 3 支出命令者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

(旅費の種目)

第9条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、旅行諸雑費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

- 2 特別の必要がある場合は、前項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他これらに類するものをいう。次項及び第13条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第11条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他これに類するものをいう。次項及び第13条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用と

以内に旅費の精算をしなければならない。

- 3 支出命令者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、過払金の返納の告知の日の翌日から起算して1週間以内に当該過払金を返納させなければならない。この場合において、当該期限が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日、土曜日又は12月31日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期限とみなす。

(新設)

(旅行依頼による旅費)

第10条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、この条例で定める定額の範囲内で、その都度市長が定めるものとする。

- 2 国、他の地方公共団体の職員が、依頼により旅行した場合の旅費額については、前項の規定にかかわらず、それぞれの機関の定める額を支給することができる。

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃

し、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは次に規定する運賃の額とする。

- (1) 運賃の等級を2階級又は3階級に区分する船舶による県内の旅行の場合には、上級の運賃。ただし、当該上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、その最下級の運賃とする。
- (2) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による県外の旅行の場合には、中級の運賃。ただし、当該中級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、その最上級の運賃とする。
- (3) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による県外の旅行の場合には、上級の運賃。ただし、当該上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、その最上級の運賃とする。

(航空賃)

第12条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他これに類するものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道70キロメートル以上のも

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上のも

3 第1項第3号に規定する特別車両料金は、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行で、片道300キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

4 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道300キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

(船賃)

第12条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 市長については、上級の運賃

イ 市長を除く他の職員については、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(その他の交通費)

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第3号に規定する移動に直接要する費用のうち、旅行者が旅行命令権者の承認を受けて私有車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車又は同条第3項に規定する原動機付自転車で任命権者が市長と協議して定めるものをいう。次項において同じ。）により旅行する場合の移動に直接要する費用は、次項により計算した路程に、1キロメートルにつき25円を乗じて得た額とする。

3 前項の路程は、当該旅行につき私有車により旅行した全路程を通算して計算することとし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたと

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金（航空賃）

第13条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

きは、これを切り捨てる。

(旅行諸雑費)

第14条 旅行諸雑費は、旅行に要する諸雑費とし、旅行者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行中に規則で定める種類の経費を負担した場合において、規則で定める額を支給する。

(宿泊費)

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表第1に定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第16条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第10条から第13条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第17条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。以下「旅費支給規程」という。)別表第3の1の表に規定する国家公務員の宿泊手当の例により算定した額とする。

(転居費等)

第18条 転居費、着後滞在費及び家族移転費の支給については、鹿児島県職員等の旅費に関する条例(昭和26年鹿児島県条例第26号)の規定の例による。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行に係る次に掲げるものとする。

(車賃)

第14条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(旅行諸雑費)

第15条 旅行諸雑費は、県外の旅行に限り1日につき1,200円を支給する。

2 旅行者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行中に規則で定める種類の経費を負担した場合は、前項の規定にかかわらず、規則で定める額を旅行諸雑費として支給する。

(宿泊料)

第16条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第17条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(移転料等)

第18条 移転料、着後手当及び扶養親族移転料の支給については、鹿児島県職員等の旅費に関する条例(昭和26年鹿児島県条例第26号)の規定の例による。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により職員が旅行中に退職等となった場合は、旅行先から帰着するまで前職相当の旅費を支給する。

2 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、阿久

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

2 前項各号の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項各号に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げるものとする。

(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第5号に掲げる順位により、同順位者がある場合には年長者を先にする。

(証人等の旅費)

第22条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、この条例で定める額の範囲内で、その都度任命権者が市長と協議して定めるものとする。

(外国旅行の旅費)

第23条 外国旅行の旅費については、この条例に定めるもののほか、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例による。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれ

根市を旧在勤地とみなして前項の規定に準じて計算した旅費を支給する。

3 職員が退職等の後事務引継・残務整理等のため出張を命ぜられた場合は、前職相当の旅費を支給する。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費の2倍に相当する額を支給することができる。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から帰着するまでの前職相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から阿久根市までの前職相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順序は、第2条第3号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(削る)

(外国旅行の旅費)

第22条 外国旅行の旅費の支給に関しては、この条例に定めるもののほか、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例による。

(新設)

らに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（旅行諸雑費及び宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（旅行諸雑費及び宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第15条、第16条及び第18条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第25条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、任命権者が市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(随行者の旅費の特例)

第26条 上級者の旅行に随行を命ぜられた者に対しては、宿泊費については、上級者と同額の宿泊費を支給する。

(旅費の返納)

第27条 支出命令者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

(旅費の調整)

第23条 職員が旅行に関し他から旅費の補給を受け、又は公用の船車を利用して旅行した場合、その他不当に旅行の実費を超えて

_____支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又は必要としない部分の旅費は支給しない_____。

(随行者の旅費の特例)

第24条 上級者の旅行に随行を命ぜられた者に対しては、宿泊料については、上級者と同額の宿泊料を支給する。

(新設)

<p>3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。 (委任) 第28条 この条例に定めるもののほか、_____必要な事項は、別に定める。</p> <p>別表第1(第15条関係) 宿泊費</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th>宿泊費(1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長、副市長及び教育長</td> <td>旅費支給規程別表第2の1の表に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額</td> </tr> <tr> <td>上記以外の職員</td> <td>旅費支給規程別表第2の1の表に規定する職務の級が10級以下の国家公務員の宿泊費基準額の例により算定した額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	宿泊費(1夜につき)	市長、副市長及び教育長	旅費支給規程別表第2の1の表に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額	上記以外の職員	旅費支給規程別表第2の1の表に規定する職務の級が10級以下の国家公務員の宿泊費基準額の例により算定した額	<p>(委任) 第25条 この条例に定めるもののほか、<u>旅費に関し</u>必要な事項は、別に定める。</p> <p>別表第1(第16条及び第17条関係) 宿泊料及び食卓料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">宿泊料(1夜につき)</th> <th rowspan="2">食卓料 (1夜につき)</th> </tr> <tr> <th>県外</th> <th>県内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>14,800円</td> <td>13,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長及び教育長</td> <td>13,100円</td> <td>11,800円</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の職員</td> <td>10,900円</td> <td>9,800円</td> <td>2,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、県内に宿泊したものとみなす。</p>	区分	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	県外	県内	市長	14,800円	13,300円	3,000円	副市長及び教育長	13,100円	11,800円	2,600円	上記以外の職員	10,900円	9,800円	2,200円
区分	宿泊費(1夜につき)																								
市長、副市長及び教育長	旅費支給規程別表第2の1の表に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額																								
上記以外の職員	旅費支給規程別表第2の1の表に規定する職務の級が10級以下の国家公務員の宿泊費基準額の例により算定した額																								
区分	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)																						
	県外	県内																							
市長	14,800円	13,300円	3,000円																						
副市長及び教育長	13,100円	11,800円	2,600円																						
上記以外の職員	10,900円	9,800円	2,200円																						

○ 出頭人及び参加人に対する費用弁償に関する条例(昭和31年阿久根市条例第18号)

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(実費弁償額) 第2条 法第74条の3第3項及び第100条第1項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人、第115条の2第2項(第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により出頭した参考人、第199条第8項及びその他の法令の規定により出頭した関係人並びに第115条の2第1項(第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公聴会に参加した者に支給する実費弁償の額は、次の区分による。 (1) 市内居住者にあつては日額4,600円 (2) 市外居住者にあつては日額4,600円のほか、阿久根市職員等の旅費に関する条例(平成2年阿久根市条例第21号)に規定する職員(市長、副市長及び教育長を除く。)の旅費_____相当額</p>	<p>(実費弁償額) 第2条 法第74条の3第3項及び第100条第1項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人、第115条の2第2項(第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により出頭した参考人、第199条第8項及びその他の法令の規定により出頭した関係人並びに第115条の2第1項(第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公聴会に参加した者に支給する実費弁償の額は、次の区分による。 (1) 市内居住者にあつては日額4,600円 (2) 市外居住者にあつては日額4,600円のほか、阿久根市職員等の旅費に関する条例(平成2年阿久根市条例第21号)に規定する職員(市長、副市長及び教育長を除く。)の旅費(旅行諸雑費を除く。)相当額</p>

れ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(削る)

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

4 (略)

別表 補償基礎額表 (第5条関係)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 13,340	円 14,170	円 15,000
分団長及び副分団長	11,670	12,500	13,340
部長、班長及び団員	10,000	10,840	11,670

備考

1・2 (略)

れ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

4 (略)

別表 補償基礎額表 (第5条関係)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,900	円 13,700	円 14,500
分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900
部長、班長及び団員	9,700	10,500	11,300

備考

1・2 (略)

議案第21号参考 阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年阿久根市条例第13号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（扶養手当）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>（削る）</p> <p>(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(2) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(4) 心身に著しい障がいがある者</p> <p>（宿日直手当）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 前項の勤務は、<u>前2条</u>の勤務には含まれないものとする。</p> <p>（退職手当）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。</p> <p>(1) 地方公務員法<u>第29条</u>の規定により懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>3～6（略）</p> <p>（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員についての適用除外）</p> <p>第17条の2 第3条の2、<u>第4条</u>、第10条の2、第13条</p>	<p>（扶養手当）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u></p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 心身に著しい<u>障害</u>がある者</p> <p>（宿日直手当）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 前項の勤務は、<u>第8条及び第9条</u>の勤務には含まれないものとする。</p> <p>（退職手当）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。</p> <p>(1) 地方公務員法<u>（昭和25年法律第261号）</u>第29条の規定により懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>3～6（略）</p> <p>（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員についての適用除外）</p> <p>第17条の2 第3条の2<u>から第5条まで</u>、<u>第6条の2</u>、第10条の2、第13条</p>

及び第14条第3項の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

及び第14条第3項の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

議案第23号参考 阿久根市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市火入れに関する条例（昭和59年阿久根市条例第16号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（火入れの中止）</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>乾燥注意報、林野火災に関する注意報又は火災警報（次項において「注意報等」という。）</u>が発せられた場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は<u>注意報等が発せられた場合</u>には、速やかに消火しなければならない。</p> <p>別記 第1号様式（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">火 入 許 可 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先）阿久根市長</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名</p> <p>次のように火入れを行いたいので、<u>阿久根市火入れに関する条例</u>第2条の規定により申請します。</p> <p>（略）</p> </div>	<p>（火入れの中止）</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>異常乾燥注意報又は火災警報が発令された</u>場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>とき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された</u>ときには、速やかに消火しなければならない。</p> <p>別記 第1号様式（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">火 入 許 可 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>阿久根市長殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 印</p> <p>次のように火入れを行いたいので許可されたく「<u>阿久根市火入れに関する条例</u>」第2条の規定により申請します。</p> <p>（略）</p> </div>

第2号様式（第4条関係）

火 入 許 可 証

年 月 日

許可番号 号

申請人 様

阿久根市長

月 日に申請のあった火入れは、下記のとおり許可する。
(略)

第2号様式（第4条関係）

火 入 許 可 証

年 月 日

許可番号 号

申請人 殿

阿久根市長

月 日に申請のあった火入れは、下記のとおり許可する。
(略)

議案第24号参考 阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市営住宅条例（平成10年阿久根市条例第9号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後						改 正 前					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
1 市営住宅						1 市営住宅					
番号	名称	位置	構造	戸数	設置の時期	番号	名称	位置	構造	戸数	設置の時期
1～15 （略）						1～15 （略）					
16	猿の出住宅	赤瀬川1026番地	木造平家建	<u>3</u>	昭和32年3月20日	16	猿の出住宅	赤瀬川1026番地	木造平家建	<u>4</u>	昭和32年3月20日
17～23 （略）						17～23 （略）					
24	丸尾住宅	赤瀬川1105番地	木造平家建	<u>1</u>	昭和35年3月31日	24	丸尾住宅	赤瀬川1105番地	木造平家建	<u>2</u>	昭和35年3月31日
25 （略）						25 （略）					
(削る)						<u>26</u> <u>上松住宅</u> <u>赤瀬川137番地</u> <u>木造平家建</u> <u>1</u> <u>昭和34年2月20日</u>					
26～31 （略）						27～32 （略）					
<u>32</u>	<u>出塩迫住宅</u>	<u>波留3988番地</u>	<u>木造平家建</u>	<u>2</u>	<u>昭和29年3月31日</u>	<u>33</u>	<u>出塩迫住宅</u>	<u>波留3988番地</u>	<u>木造平家建</u>	<u>3</u>	<u>昭和29年3月31日</u>
<u>33～49</u> （略）						<u>34～50</u> （略）					

